



プラネットフロー契約社員就業規則

契約社員就業規則

株式会社プラネットフロー

第一章 総則

(目的)

- 第1条 本規則は、株式会社プラネットフロー(以下会社という)が期間を定めて雇用する従業員で、会社が会社の顧客(以下「注文主」という)から請け負った、又は受託した業務を遂行するために、注文主が指定する施設、又は会社の事業所等で勤務する者のうち、派遣社員を除いたもの(以下、「契約社員」という)の労働条件、服務規則その他就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則に定めない事項は、労働基準法、その他関係法令の定めるところによる。
- 3 労働条件の変更については、雇用契約により別途合意する場合を除き本規則(同附属規則等も含む)の変更によるものとする。

(規則遵守の義務)

- 第2条 会社と契約社員は、この規則を遵守して、相互に協力して業務の円滑な遂行及び職場秩序の維持、社業の発展に努めなければならない。

第二章 人事

(採用)

- 第3条 会社は、契約社員を採用するに当たって、個別に雇用契約を結ぶ。

(就業の場所)

- 第4条 契約社員は、採用に当たって会社が指示した事業所において、業務に従事するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、雇用契約期間の途中において変更することがある。

(業務の内容)

- 第5条 契約社員が従事すべき業務の内容は、会社が採用の際に書面によって明示する。ただし、やむを得ない事情があるときは、雇用契約の途中において変更することがある。
- 2 契約社員は、会社の命令によって前項の業務に従事するものとし、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 契約社員は、就業開始後には、所定の報告書を会社に提出しなければならない。

(雇用期間)

- 第6条 契約社員の雇用契約の期間は、原則として1年を超えないものとし、雇用契約により定める。

- 2 前項の雇用契約の期間は、会社が次の基準に基づき必要と判断した場合に、契約社員に事前に通知し、契約社員の同意を得たうえで更新することがあるが、自動更新はしない。
 - (1) 会社が業務を請け負った、又は受託した、当該業務の注文主との契約更新の有無
 - (2) 業務の内容又は契約の条件変更の有無
 - (3) 契約期間中の勤務成績、態度又は勤怠状況
 - (4) 業務遂行能力、又は業務効率性
 - (5) 業務の進捗状況
 - (6) 業務量の変更の有無、又は契約期間満了時の業務量
 - (7) 本規則を含む会社規定の遵守状況
 - (8) その他上記各号に準じる状況の有無
- 3 契約社員と会社との雇用契約は期間を定めた契約であり、前第 2 項の会社からの通知が契約社員に行われな限り、契約社員と会社との雇用契約(更新した場合は更新後の雇用契約)の期間が終了した日で、契約社員と会社との間の雇用関係は期間満了により終了する。

(退職)

第 7 条 契約社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1) 雇用期間が満了したとき。
- (2) やむを得ない事由により退職の申し出が承認されたとき。
- (3) 会社の都合により正当な理由があるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 音信不通又は行方不明の状況が、暦日数 14 日に及んだとき。
- 2 前項第 2 号により退職の申し出をするときは、退職を希望する日の 14 日前までに、文書で会社に申し出なければならない。
- 3 契約社員は、退職までの間に業務上必要な引継ぎを完了しなければならない。

(解雇)

第 8 条 契約社員が、次の各号いずれかに該当するときは解雇する。

- (1) 精神又は身体の傷病により、業務に耐えられないと認められたとき。
- (2) 勤務状態、成績又は能率が極めて悪く就業に適さないと認められたとき。
- (3) 無断欠勤するなど勤怠不良で改善の見込みがないとき。
- (4) 採用時に、特別の専門技能の能力を特定して採用された契約社員が、特定した能力を著しく不足し改善がされない場合。
- (5) 会社又は就業先において、協調性に欠き、業務の遂行に支障が生じ、改善されない場合。
- (6) 暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき。
- (7) 第 40 条懲戒事由に該当し、会社が雇用契約を維持することを不相当と認めるとき。
- (8) 第 34 条、第 35 条に違反し、会社が雇用契約を維持することを不相当と求めるとき。
- (9) 天災地変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったとき。
- (10) 会社が業務上必要とし、又はやむを得ない事由により組織機構の改革、事業の縮小、

統廃合等を行うことになったとき。

(11) 会社が契約社員を雇用する条件となった、会社が請け負った又は受託した業務についての注文主と会社との契約が終了、解除又は解約となったとき。

(12) その他前号に準ずる事由があるとき。

(解雇の予告)

第9条 前条により解雇する場合は、30日前までに予告するか、又は労働基準法に規定する平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給する。

2 前項の予告の日数は、予告手当を支払った日数分を短縮することができる。

3 所轄労働基準監督署長により解雇予告除外認定を受けた時、2か月以内の期間を定めて雇用した者(所定の期間を超えて使用した者を除く)又は試用期間中(14日を超えて使用した者を除く)については、解雇予告および予告手当を支給することなく解雇する。

第三章 労働時間、休憩時間、休日および休暇

(労働時間および休憩時間)

第10条 契約社員の始業・終業の時刻及び休憩時間は、1日8時間以内、1週40時間以内とし、業務内容、就労場所その他の事情を勘案し、その始業・終業の時刻については個別の雇用契約で定める。

2 会社は、契約社員の始業時刻、終業時刻、又は休憩時間を、業務の都合により変更することができる。

(1か月以内単位の変形労働時間制)

第11条 会社は必要のある場合は、全部又は一部の者について、1か月単位の変形労働時間制を採用することができる。この場合、労働時間は休憩時間を除き1か月を平均して1週40時間以内とし、特定された週において40時間を、又は特定された日において8時間を超えて実働させることができる。

2 業務の都合により、事前に契約社員に通知し、前項の就業時間を繰上げ又は繰下げて変更し、又は休日に就業の必要がある場合には、当該週の開始前に通知し、他の曜日と振替変更して就業を命ずることがある。

3 前第1項の起算日は、事情を勘案して、個別契約により変更することができる。

(フレックスタイム制)

第12条 会社は、労働基準法第32条の3の定めるところによりフレックスタイム制を採用し、第10条の規定にかかわらず、始業および終業の時刻について契約社員の自主的決定に委ねることがある。この場合、業務内容等の就労形態を勘案してコア・タイム、フレキシブル・タイムを設けることがある。

2 前項に定めるフレックスタイム制を採用する場合は、労使協定により、対象となる契約社員の範囲、1か月以内の清算期間、清算期間中の総労働時間、標準となる1日の労働時間

の長さ、その他法令で定める事項を定めるものとする。

- 3 前項に定める契約社員が、第 20 条に定める年次有給休暇を取得した場合には、労使協定に定める標準となる 1 日の労働時間を就業したものとみなす。

(妊産婦等の特例)

第 13 条 妊産婦である契約社員から請求があった場合は、フレックスタイム制を除く変形労働時間制を適用しない。また、時間外労働、休日労働も命じない。

(休日)

第 14 条 契約社員の休日は、週 1 日以上又は 4 週に 4 日以上とし、予め個別の雇用契約において定める。

- 2 業務実施場所の休業日、会社が業務を請け負った、若しくは受託した注文主との契約の変更、創立記念日、臨時休業日、年休計画付与日、年末年始休暇日、及び夏期休暇日等、会社が 1 か月前迄に契約社員に指定した日は休日(法定外休日)とする。
- 3 休日は、業務の都合により変更することがある。
- 4 法定休日は原則として日曜日とする。

(休日の振替)

第 15 条 会社は、業務上必要とする場合には、前条の休日を各人毎に他の日に振り替えることがある。休日を振り替えたときは、その日を休日とし、従来の日は、通常の労働日とする。

(時間外・休日労働)

第 16 条 会社は、業務の都合により所定の労働時間を超え又は休日に労働させることがある。

- 2 時間外・休日勤務が法定の時間外労働又は休日労働に当たる場合は、時間外労働又は休日労働に関する労使協定を定める範囲内において、行わせるものとする。
- 3 契約社員は時間外・休日勤務を命じられた場合は、正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

(深夜労働)

第 17 条 会社は、業務の都合上やむを得ない場合には、深夜(午後 10 時～午前 5 時)に勤務させることがある。

- 2 深夜勤務を命ぜられた場合は、正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

(割増賃金)

第 18 条 第 16 条および第 17 条による時間外・休日労働又は深夜労働に対しては、個別の雇用契約により割増賃金を支払う。

(適用除外)

第 19 条 契約社員のうち、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督・管理の地位にある者については、労働時間・休憩・休日に関する規定が適用されないものとする。

(年次有給休暇)

第 20 条 会社は、契約社員が雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した者に対して次表により、継続した、又は分割した年次有給休暇を付与する。なお、付与日は起算日より 6 か月を経過した日とする。

- 2 会社は、算定日の前 1 年間の全労働日において 8 割以上出勤した者に対して次表により、継続した、又は分割した年次有給休暇を付与する。
- 3 起算日は、入社日を基準に毎月 1 日とする。ただし、これらの日以外に入社した場合は、直前の 1 日に遡り、遡った日数は年次有給休暇の資格取得算定に限って就業した日(無給)とみなす。
- 4 前項の起算日、勤務日数、勤続年数は未就労期間(雇用契約が結ばれていない期間)が連続して 1 か月に達したときは、一旦消滅し、次の就労日を基に改めて起算日を勤続年数を設定し直し、以後も同様とする。
- 5 当該年度の年次有給休暇に残日数がある場合は、翌年度に限り繰り越すことができる。ただし、有効期間は 2 年間とする。未就労期間が 1 か月に達した場合は以降、無効となる。
- 6 有給休暇を受けようとするときは、あらかじめその期間と日数を会社に届出なければならない。年次有給休暇は契約社員が指定した時期に与えるものとするが、業務の都合上やむを得ない場合はその時期を変更させることがある。
- 7 年次有給休暇の賃金は、所定労働時間勤務した場合に支払われる通常賃金を支給する。

●付与日数

(1) 週所定勤務日数が 5 日以上(週以外の期間で定められている場合は、1 年間の所定勤務日数が 217 日以上(の者)又は週所定労働時間が 30 時間以上の者

	継続勤務年数						
	6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月以上
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

(2) 週所定勤務日数が4日以下(週以外の期間で定められている場合は、1年間の所定勤務日数が216日以下の者)かつ週所定労働時間が30時間未満の者

週所定 勤務日数	1年間の所定 勤務日数	継続勤務年数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

(休暇取得の手続き)

第21条 本章において次条以下に定める休暇等をとる場合は、予め所定の様式により所属長に届けなければならない。

(産前・産後休暇)【無給】

第22条 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性が請求した場合、産前休暇を与える。ただし、業務に就かなかつた期間・時間は無給とする。

2 産後8週間を経過していない女性は就業させないものとする。ただし、産後6週間を経過した女性が就業を請求する場合には、医師が支障がないと認める業務への就業を認めることがある。

(生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置)【無給】

第23条 生理日の就業が著しく困難な女性契約社員が請求した場合には、その日について就業させないものとする。ただし、業務に就かなかつた期間・時間は無給とする。

(育児時間)【無給】

第24条 生後1年に達しない生児を育てる女子契約社員が予め申し出た場合は、所定休憩時間のほか、1日について2回、各30分の育児時間請求することができる。ただし、業務に就かなかつた期間・時間は無給とする。

(育児休業)【無給】

第25条 次のいずれにも該当する者に限り、所定の方式により申し出て、育児休業を取得することができる。

(1) 申出の時点で、会社に引き続き雇用された期間が1年以上である者。

(2) 申出の時点で、その養育する子が1歳6か月になるまでに雇用契約期間が満了し、更

新されないことが明らかでないこと。

- 2 前項にかかわらず、労使協定で定めた下記に該当する者は、当該休業を取得することはできない。
 - (1) 1週間の所定労働日数が週2日以下の者
- 3 第1項に基づき契約社員が育児休業を取得した場合において、同人の育児休業期間終了時(同人による休業期間短縮又は延長が行われた場合には短縮又は延長後の期間終了時)に、同人と会社との間の雇用契約締結条件となる、会社と注文主との業務請負、又は業務委託契約が終了したときは、育児休業終了をもって会社と同人との間の雇用契約は終了するものとする。
- 4 育児休業期間中は無給とする。

(介護休業)【無給】

第26条 次のいずれにも該当する者に限り、所定の方式により申し出て、介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができる。

- 1 期間の定めのある雇用契約により雇用されている契約社員のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所定の方式により申し出て、介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができる。
 - (1) 要介護状態にある家族を介護するスタッフ
 - (2) 申出の時点で、会社に引き続き雇用された期間が1年以上である者。
 - (3) 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。
- 2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - (6) 上記以外の家族で会社が認めた者
- 3 第1項にかかわらず、労使協定の定めるところに従い、1週間の所定労働日数が2日以下である者は、当該休業を取得することはできない。
- 4 第1項に基づき契約社員が介護休業を取得した場合において、同人の介護休業期間終了時(同人による休業期間短縮又は繰下げが行われた場合には短縮又は繰下げ後の期間終了時)に、同人と会社との間の雇用契約の締結条件となる、会社と注文主との業務請負、又は業務委託契約が終了したときは、介護休業終了をもって会社と同人との間の雇用契約は終了するものとする。
- 5 介護休業期間中は無給とする。
- 6 介護休業中の社会保険料本人負担分は、毎月会社の指定する銀行口座に送金して支払うも

のとする。ただし、これにより難しい場合には、会社と契約社員が協議して便宜的方法を定める。

(育児・介護休業法上の措置)

第 27 条 会社は育児・介護休業法で定められた要件を満たす契約社員から申出がある場合は、次の措置を講じる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約社員、又は要介護状態にある家族を介護する契約社員から会社に申出がある場合、会社は育児介護休業法で定められた期間の範囲で、その申出のあった期間中(雇用契約が申出に関わる期間の途中で終了する場合は、終了までの期間)、所定外労働をさせない。

(2) 3 歳に満たない子を養育する契約社員から会社に申出がある場合、会社は 1 日の労働時間を 6 時間とするものとする。ただし、労使協定により短時間勤務の適用除外とされた契約社員は除く。

(3) 要介護状態にある家族を介護する契約社員から会社に申出がある場合、介護休業とは別に利用開始から 3 年の間で 2 回まで、会社は 1 日の労働時間を 6 時間とするものとする。ただし、労使協定により短時間勤務の適用除外とされた契約社員は除く。

2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約社員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する契約社員が、当該家族を介護するために請求した場合には、第 16 条の規程にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外労働をさせることはない。ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する契約社員は時間外労働の制限を請求することができない。

(1) 日々雇用者

(2) 入社 1 年未満の契約社員

(3) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の契約社員

3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約社員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する契約社員が、当該家族を介護するために請求した場合には、本規則第 17 条の規程にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後 10 時から午前 5 時までの間(以下、「深夜」という。)に労働させることはない。ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する契約社員は深夜労働の制限を請求することができない。

(1) 日々雇用者

(2) 入社 1 年未満の契約社員

(3) 請求に関わる家族の 16 歳以上の同居の家族が次のいずれかにも該当する契約社員

(ア)深夜において就業していない契約社員(1 か月について深夜における就業が 3 日以下である者を含む)であること。

(イ)心身の状況が請求に関わる子の保育又は家族の介護をすることができる契約社員であること。

(ウ)6 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)以内に出産する予定でなく、又は産後 8 週間以内でないこと。

(4) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の契約社員

(5) 所定労働時間の全部が深夜にある契約社員

- 4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する契約社員が、負傷し又は疾病にかかった当該子の看護を行うための休暇を請求したときは、当該子が1人の場合は4月1日から翌年3月31日までの間に5日を限度として、当該子が2人以上の場合は同期間中に10日を限度として、当該休暇を付与する(無給)。子の看護休暇は半日単位で取得することができる。ただし、日々雇用者並びに労使協定の定めに従い、会社に雇用された期間が6か月に満たない契約社員および週の所定労働日数が2日以下の契約社員は、この限りではない。
- 5 要介護状態にある家族を介護する契約社員が、当該家族を介護するための休暇を請求したときは、当該家族1人の場合は4月1日から翌年3月31日までの間に5日を限度として、当該家族が2人以上の場合は同期間中に10日を限度として、当該休暇を付与する(無給)。介護休暇は半日単位で取得することができる。ただし、日々雇用者並びに労使協定の定めに従い、会社に雇用された期間が6か月に満たない契約社員および週の所定労働日数が2日以下の契約社員は、この限りではない。

第四章 賃金等

(賃金)

第28条 賃金は原則として時給とし、業務内容、能力等に応じて会社が決める。

(賃金締切日および支払日)

第29条 賃金の支払日は、就業条件その他の事情を勘案し個別の雇用契約で定めるが、原則として次の通りとする。

- (1) 毎月1日起算、当月末日締切、翌月末日払い
- (2) 毎月16日起算、翌月15日締切、翌月末日払い
- (3) 毎月16日起算、翌月15日締切、翌々月末日払い
- 2 休日、休憩時間、欠勤、遅刻、早退等の場合には、その日又はその時間の賃金は無給とする。
- 3 支払いに当たっては、直接通貨により、又はスタッフの指定する銀行口座への振り込みによって行う。ただし、銀行振り込みの場合に支給日が銀行の休日に当たるときは、その前日に振り込むものとする。
- 4 賃金の支給に際しては、法令等により必要と認めるものは控除する。

(昇降給)

第30条 会社は、社会・経済情勢の変化、又は第5条第1項に定める業務内容の変更等により賃金の見直しを行う必要があると認めた場合には、契約社員の賃金の昇給又は降給等の改定を行うことがある。

- 2 第6条第2項の更新(新たな雇用契約の締結を含む)の場合の賃金については、その都度会社が定める)

(賞与)

第 31 条 契約社員には、賞与は支給しない。

(退職金)

第 32 条 契約社員の退職又は解雇に際して、退職金は支給しない。

(出張旅費)

第 33 条 契約社員の国内および海外出張旅費については、別に定める「国内・海外出張旅費規定」による。

第五章 服務

(服務心得)

第 34 条 契約社員は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) この規則および業務上の指示命令を遵守して誠実に職務に従事すること。
- (2) 出退勤・遅刻・早退に際しては、所定の方法に従って、その時刻の記録を行なうこと。
- (3) 就業先では規定を尊重し、終業時刻以降は、承認又は指示を受けたときを除き速やかに退勤すること。
- (4) 就業中は、勝手に職場を離れたり、私用面会をしないこと。
- (5) 就業中は、その職場にふさわしい服装をすること。
- (6) 日常携行品以外の私物をみだりに事業所に持ち込まないこと。
- (7) 事業所の施設、機器、備品、書類等を大切にし、消耗品は節約に留意して使用すること。
- (8) 職場の整理整頓に努め、退出するときは、後片付けをすること。
- (9) 就業中は電話その他の接遇時の言語においても気を配り、必要以上の冗長に流れる雑談に陥ることや性的な言動により人を不愉快にさせないこと。
- (10) 会社の許可なく在籍のまま他の会社に就職しないこと、又は自ら事業を営まないこと。
- (11) 会社の信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしないこと。
- (12) 職場の風紀・秩序を乱さないこと。
- (13) 前各号の他、これを準ずるような契約社員としてふさわしくない行為をしないこと。

(秘密保持)

第 35 条 契約社員は会社又は就業先などにおいて、業務上知り得た秘密を他に開示、漏洩してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(施設、物品等使用上の服務事項・禁止事項)

第 36 条 契約社員は、会社又は注文主に帰属する施設及び物品等を使用等するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会社又は注文主に帰属する施設、機械器具(インターネット等の通信手段も含む)、什器

備品(制服、鍵、名札、各種 ID カード等を含む)、施設、及び資料等(以下これらをすべて「会社の物品等」という)を破損、汚損することのないよう丁寧に取扱い、かつ、紛失したり第三者にわたることのないよう管理・保管を厳重に行い、業務遂行以外の目的で利用、使用、又は流用しないこと。

(2) 会社又は注文主の物品等を職場外に持ち出さないこと。

(3) 会社又は注文主から、会社の物品等の返還を求められた場合は、原状に復して速やかに返還すること。

(損害賠償)

第 37 条 契約社員が故意又は重大な過失により会社に重大な損害を与えたときは、会社は契約社員にその損害を賠償させる。また、契約社員が損害を賠償したとしても、会社は、原則として、情状酌量するが、懲戒等を免じることはないものとする。

2 契約社員が注文主又は第三者に損害を与えたときは、契約社員はその損害を賠償しなければならない。

3 契約社員の損害賠償の義務は、退職又は解雇後においても免責又は軽減されるものではない。

第六章 懲戒

(懲戒の種類)

第 38 条 懲戒の種類は次のとおりとする。ただし、懲戒事犯の内容によっては、次に二以上を併せて行うことがある。

(1) 譴責：始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 減給：始末書を提出させ、1 回につき平均賃金の半日分以内、総額において当該賃金締切期間内の賃金総額の 1 割以内を減給する。

(3) 出勤停止：始末書を提出させ、期間を明示して出勤を停止し、その期間の賃金を支払わない。ただし、その期間は 30 日以内とする。

(4) 懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長により解雇予告除外認定を受けたときは解雇予告手当では支給しない。ただし、情状によって退職願の提出を勧告し、諭旨退職にとどめることがある。

2 懲戒決定にあたっては慎重公平を期してこれを行い、また本人に弁明の機会を与え、決定後は速やかにその理由を本人に通知する。

3 懲戒は原則として会社内に公示する。

4 懲戒に該当する行為により会社に損害を与えたときの損害賠償、又は不当利得返還義務は、懲戒によって免除されるものではない。

(譴責・減給・出勤停止)

第 39 条 次の各号のいずれかに該当するときは譴責、減給、又は出勤停止に処する。

(1) 正当な理由なく本規則、その他会社諸規程、通達、慣習に従わなかったとき。

- (2) 正当な理由なく無断欠勤 2 日以上に及ぶとき。
- (3) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき。
- (4) 過失等により業務に支障をきたしたとき。
- (5) 個人情報保護マネジメントシステムに違反をしたとき。
- (6) 会社、注文主及び取引企業先、営業訪問企業先の資材・金品・帳簿及び重要書類を破損又は紛失したとき。
- (7) 会社、注文主及び取引企業先、営業訪問企業先の秩序を乱すような噂や流言飛語を行ったとき。
- (8) その他前各号に準ずる行為があったとき。

(懲戒解雇)

第 40 条 次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒解雇に処する。ただし、情状酌量の余地があるか、もしくは改悛の情が明らかに認められる場合は減給又は出勤停止にとどめることがある。

- (1) 前条各号の行為が再度に及んだとき、又はその情状が悪質と認められたとき。
- (2) 会社及び取引企業先、営業訪問企業先内外において盗取・横領・傷害等の行為を行ったとき。
- (3) 氏名又は重要な経歴を詐り、その他詐術を用いて雇われたとき、又は地位を利用して私利を目的とする行為をしたとき。
- (4) 業務上の重大なる機密を社外に漏らし、又は漏らそうとしたとき。
- (5) 前に懲戒・訓戒を受けたにもかかわらず改悛の見込みがないとき。
- (6) 刑事事件に関係して有罪の判決を受けたとき。
- (7) 正当な理由なく無断欠勤 5 日以上に及び、出勤の督促に応じないとき。
- (8) しばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、3 回にわたって注意を受けても改めないとき。
- (9) 出勤状態が悪く勤務不熱心で、注意を受けても改めないとき。
- (10) 賭博・風紀紊乱等により職場規律を乱し、会社又は派遣先に悪影響を及ぼすと認められたとき。
- (11) 会社、注文主及び取引企業先、営業訪問企業先内において職責など立場を利用して性的な嫌がらせ(セクハラ行為)をしたとき。
- (12) 会社、注文主もしくは取引企業先、営業訪問企業先の経営権を犯し、もしくは経営基盤を脅かす行動・画策をなし、正常な事業を阻害させようとしたとき。
- (13) 会社、注文主もしくは取引企業先、営業訪問企業先の経営に関して故意に真意をゆがめ、又は事実を捏造し、宣伝流布するなどの行為により、会社の名誉や信用を著しく傷つけたとき。
- (14) 会社の許可なく在籍のまま他の会社に就職し、又は自ら事業を営んだ場合。
- (15) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第七章 安全衛生

(遵守の義務)

第 41 条 契約社員は、職場における安全および衛生の確保に関する法令および会社、就業先で定められた事項を遵守し、相互に協力して災害の未然防止に努めるものとする。

(健康診断)

第 42 条 会社は一定の基準を満たした契約社員に対して毎年 1 回の健康診断を実施する。契約社員はこの健康診断を受けなければならない。

- 2 ただし、契約社員が前項の健康診断を希望しない場合においては他の医者健康診断を受け、その結果を証明する書面を会社に提出したときは、前項の健康診断の受信義務を負わない。
- 3 会社は、会社が必要と認めた場合は契約社員に対して、会社が指定する専門医又は産業医の診断を受けさせることがある。
- 4 契約社員は前項の専門医又は産業医の診断を受け、その指示に従わなければならない。
- 5 健康診断の結果、特に必要があると認められる場合には、就業を一定期間禁止し、又は職場を転換することがある。

(安全衛生上等の就業禁止)【無給】

第 43 条 会社は下記のいずれかに該当する契約社員の就業を禁止する。

- (1) 病毒伝播のおそれがある伝染病、感染症の疾病にかかった者、国等から検診受診の勧告を受けた者、又は入院勧告を受けた者。
 - (2) 精神障害のため自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者。
 - (3) 就業によって病状悪化のおそれのある者。
 - (4) 感染症の疑いがある場合、及びその他感染症伝播地域への渡航者で、国等の要請措置に基づく場合。
 - (5) 前各号に相当する事由がある場合。
- 2 前項の就業禁止期間中は無給とする。ただし、第 5 号の場合については、無給とするか、賃金を支払うかについては、その都度会社が定めるものとし、また、賃金を支払う場合であっても、労働基準法第 12 条に基づき算出された平均賃金の 60%相当額とする。

(業務上の災害補償等)

第 44 条 契約社員が業務災害又は通勤災害により負傷・疾病・傷害又は死亡したときは、労働基準法、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)の定めるところにより補償を受けることができる。

- 2 契約社員は前項の補償を受けようとする場合は、その旨を会社に申し出るものとする。
- 3 労災法により第 1 項の補償が行われるときは、会社は労働基準法の使用上の災害補償責任を免れる。

第九章 その他

(正社員への転換)

- 第 45 条 会社は勤続 6 か月以上の契約社員を、本人が希望する場合に正社員(プラネットフロー正社員就業規則に定める社員)に転換することがある。
- 2 採用時期は、原則各月の 1 日とする。
 - 3 所属長の推薦のある者に対し、面接を実施し、合格した場合について転換することとする。

(附則)この規則の制定は次の通りである。

制定 平成 25 年 9 月 1 日

改定 平成 29 年 1 月 1 日

改定 令和 2 年 4 月 1 日